

平成28年1月15日

保護者 各位

小清水町立小清水小学校  
校長 寺本 聡

### 「悪天候時おけるスクールバスの運行基準」について（お知らせ）

仲冬の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より学校の教育活動に対しまして、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件ですが、教育委員会より、裏面の通り「悪天候時おけるスクールバスの運行基準」が示されましたのでお知らせいたします。

ご一読の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 悪天候時等における小清水町スクールバスの運行基準

## 1. 全体的な判断基準

- ・運行にあたっては、校地内、通学路及び主要道路等の除排雪の状況、気象予報や関係機関等の情報を基に降雪、積雪、風の強さによる影響等、今後の見通し、他の公共交通機関の運行状況について把握・検討の上、関係機関と協議し、教育委員会がスクールバスの運行に関する判断を行うものとする。

## 2. 登校時の対応

- ・登校時「特別警報」「暴風雪警報」発令時には、原則スクールバスの運行を見合わせる。ただし、警報が解除間近の場合等については、今後の天候見通し、道路状況を考慮した上で、スクールバスの運行が可能と判断した場合には登校時間の繰り下げを行う等の対応を図った上で運行するものとする。
- ・登校時、「暴風雪警報以外の警報」「注意報」発令時及び台風接近時には、今後の天候見通し、道路状況を考慮した上で運行の可否等について決定する。

## 3. 下校時の対応

- ・登校後に悪天候となり、「特別警報」「暴風雪警報」発令時には、原則直ちに、また、「暴風雪警報以外の警報等」の場合でも、道路の状況等を把握の上、必要と判断した場合には早急に運行時間を調整し、下校便のスクールバスを運行させることとする。  
その際、除雪車の先導が必要と思われる場合には、町建設課と協議の上、協力を得るものとする。
- ・悪天候による集団下校時等で、児童・生徒の安全を考慮し、教育委員会が必要と判断した場合には、学校教諭にスクールバスへ同乗してもらうこととする。  
その際、児童・生徒の安全性を考慮し、学校から保護者へ乗降場所までの迎え等を依頼するものとする。
- ・下校時における天候の急激な悪化のため、スクールバスの帰宅により児童・生徒の生命の危険が考えられる場合には、スクールバスの運行を取りやめ町総務課と協議の上、避難施設等の受け入れ場所の確保等の対応を行うこととする。

\* 「特別警報」「警報」「暴風雪警報」「注意報」とは、気象業務法等に定義されているそれぞれの予報を指すものである。